登園に関する意見書(医師記入)

保育園長 様	
園児名	_
	-
	=
麻しん(はしか)※	
風しん	
水痘(水ぼうそう)	
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	
結核	
咽頭結膜熱(プール熱)※	
流行性角結膜炎(はやり目)	
百日咳	
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	
急性出血性結膜炎	
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	
症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。	
年月日から登園可能と判断します。	
	日
医療機関名	
医師名	
※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で設けることが可能です。	記,
※かかりつけ医の皆さまへ	

※かかりつけ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防 ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入を お願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判 断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出してください。

書類にかかる費用負担は、請求者(患者)になります。

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻しん(はしか)	発症1日前から発しん出現	解熱後3日を経過している
	後の4日後まで	こと
風しん	発しん出現の7日前から7	発しんが消失していること
	日後くらい	
水痘	発しん出現1~2日前から	すべての発しんが痂疲(か
(みずぼうそう)	7痂疲(かさぶた)形成まで	さぶた) 化していること
流行性耳下腺炎	発症3日前から耳下腺腫脹	耳下腺、顎下腺、舌下腺、の
(おたふくかぜ)	後4日	腫脹が発現してから5日経
		過し、かつ全身状態が良好
		になっていること
結核	_	医師により感染の恐れがな
		いと認められていること
咽頭結膜熱	発熱、充血等の症状が出現	発熱、充血等の主な症状が
(プール熱)	した数日間	消失した後2日経過してい
		ること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出	結膜炎の症状が消失してい
(はやり目)	現した数日間	ること
百日咳	抗菌薬を服薬しない場合、	特有の咳が消失しているこ
	咳出現後3週間を経過する	と又は適正な抗菌性物質製
	まで	剤による5日間の治療が終
		了していること
腸管出血性大腸菌感染症		医師により感染のおそれが
(O157、O26、O111等)		ないと認められているこ
	- (<u>*</u>)	٤.
		(無症状病原体保育者の場
		合、トイレでの排泄習慣が
		確立している5歳以上の小
		児については出席停止の必
		要はなく、また、5歳未満の
		子どもについては、2回以
		上連続で便から菌が検出さ
	れなければ登園可能であ	
左, kb, ll, 右, kb, 分+ B#, l/		る。)
急性出血性結膜炎	- (※)	医師により感染の恐れがな
/ 3 英耳山 原生 四生 / 人 + + 4 - 4 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		いと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染性	- (※)	医師により感染の恐れがな
(髄膜炎菌性髄膜炎)	, · · · · ,	いと認められていること

[※]感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(一)としている。